

なお、本来移行期間終了までに施行されると考えられていたPDP法の施行規則である個人情報保護規則については、同規則案が2023年8月に公表されて以降、現在に至るまで施行されていない。また、PDP法で設立が規定されている個人情報保護委員会についても現在まで設立されていない。現在は従前どおり、通信情報省が企業の個人情報に関する事項を管轄しているが、今後の動きに注意が必要である。

プラボウオ新大統領の就任

2024年10月に新大統領として、プラボウオ・スピアント氏が新大統領に就任した。元陸軍の将軍で、2014年、2019年の大統領選挙ではジョコ・ウィドド前大統領に敗れたものの、2024年の選挙では、ジョコ前大統領の路線継承を前面にアピールして当選を果たした。プラボウオ大統領は、ジョコ前大統領の実子であるギブラン・ラカブミン氏を副大統領に選任していることから、基本的にはジョコ前大統領の外資融資推進の方向性を維持するとみられている。他方で、大統領就任に伴い、

省庁の数が34省から48省に急増し、今後省庁レベルで多くの新規規則が施行される可能性もあり、最新の規則の状況を把握する必要がある。

マシラ

前記のように、2020年のオムニバス法を含め、インドネシアは近年一貫して外資誘致に積極的な姿勢

をみせている。他方で、労働法に関する違憲判決や個人情報保護法の施行等、新たな規則が多く施行され、この流れは、新大統領就任後も続くと考えられる。Notary制度や最低払込済資本金規制等、インドネシア独自の規制も多く存在するところ、既存の規制を理解するとともに、最新の規制について常に注視が必要である。

馬居 光二(うまい・こうじ)
One Asia Lawyers: DKMS Lawyers / インドネシアチームパートナー 弁護士
日本の弁護士事務所にて7年間、企業法務、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験、2018年にSingapore Management University (LLM)に留学。2020年よりOne Asia Lawyersインドネシアオフィスでインドネシア法務に関するアドバイスを行っている。

第6章

容易な拠点設立の制度に転換の兆し シンガポール進出時における 法規制の留意点

弁護士・ニューヨーク州弁護士・シンガポール法弁護士
One Asia Law 法律事務所

栗田 哲郎

労VISA取得要件の厳格化／マ
ネーロンドリング対策強化に伴う
会社法制の厳格化。

【この章のエッセンス】

- 海外拠点設立は容易だが、支店や現地法人の設立に現地居住者の確保が必要である。
- 包括的な外資規制は存在しない。
- これまでの進出容易性に転換の兆しがある(会社有利な労働法制における労働環境保護の動き／就

はじめに

ASEAN諸国の地理的中心に位置し、金融、貿易、交通、物流、情

報などあらゆる分野でハブとなつて
いるシンガポールは、透明度の高い
法律、汚職の少ないクリーンなビジ
ネス環境、シンガポール国際仲裁セ
ンター(SIAC)など国際性の高い
紛争解決手段があることから法
務・コンプライアンスの中心地とし
ても重要な位置づけを有する。実際、
多くの日系企業がASEAN地域の